

2022年5月10日ii・11日ii・12日iii・13日・15日 9月1日・2日

嶋尾稔

「明治 10 年太政官指令」に関して竹島資料勉強会が多面的かつ詳細・周到に検討した共同研究の成果報告書が刊行された。私見についてもいろいろ再検討の必要がありそうであるが、今はそれを行う余裕がない。とりあえずこの画期的な研究成果を紹介するにとどめたい。

『竹島資料勉強会報告書 「明治 10 年太政官指令」の検証』（令和 4 年 3 月 公益財団法人日本国際問題研究所）

<https://www.jiia.or.jp/jic/JIIA-Takeshima-research-report-2022.html>

私の雑駁な見通しについて述べておく。

まず整理しておく。「明治 10 年太政官指令」で「竹島」と「外一島」が版図外とされた。「竹島」は鬱陵島のことである。「外一島」について関係者の間では「松島」とであると認識されていたが、「松島」とは明記されなかった。当時、「松島」に関して政府内で見解が確定していなかった（島根の提出資料では「竹島」と「松島」は別の島であるが、海軍水路局の最新の海図では「松島」も鬱陵島のように見える）が、版図内の島とはみなされなかったということのようである。しかし、それが現在の竹島を指すものではなかったことは確かである（開発可能な十分な広さを持つ島と考えられていた）。当時の日本政府は現在の竹島を放棄したと全く考えていない（海図上の現在の竹島に当たる対象についてはこの時点では一切語られていない）。

明治 9 年 10 月に全国の地籍調査を行っていた内務省地理寮は「竹島」なる島を地籍に編入可能か否かを島根県に検討させその結果を中央に照会させた

↓

当時の島根（あるいは山陰）には江戸時代来の「竹島」「松島」二島論（「原由之大意」の立場）と藤茂樹のような一島二名論*があったようである。前者の立場からは、「竹島」はもとより「松島」についてもその地籍編入を上申すべきと考えられたが、「竹島」についての地籍調査への回答であるから本文では「竹島」の編入可能性についての見解を述べ、標題においてのみ念の為「外一島」としてついでに言及するにとどめたのであろう。主眼は「竹島」の地籍編入であって「外一島」に力点はない。

思弁に過ぎないが、別の可能性も考えられる。このころ既に島根においてもアドミラルティー・チャート＝海図・海流の海域認識が知られていたならば、アドミラルティー・チャートで疑存島とされていた「竹島」が架空の島であった場合に備えて標題に「外一島」を加えたということもありえなくはない。

*山陰地方の各県の大参事を務めた藤茂親が明治 4 年に既に「竹島」「松嶋」＝一島二名論を唱え

ているとのことである。これは赤水図流の海域認識（「竹島」＝鬱陵島）とアドミラルティー・チャート＝海舟図流の海域認識（「松島」＝鬱陵島）の齟齬を解消するために出された論であろう。明治9年に「竹島外一島」の地籍編纂を上申した島根県参事境二郎は、のち島根県令となり明治14年には明らかに「竹島」「松島」＝一島二名論を認めている。しかし、明治9年の時点においては、境は既に他界していた藤について福岡県に問い合わせをしてはいるものの、この時点では「竹島」「松島」＝一島二名論を採用せず、「竹島外一島」という曖昧な扱いをしたものであろう。なお、一島二名論、二島論のほかに鬱陵島以外に「松島」と呼ばれる開拓可能な広さを持つ島があるという誤解するものもあった。

↓

「竹島」だけでなく「外一島」についても標題に記した伺いを受けて内務省は「外一島」を「松島」のことと判断し、それをどう処理するかが問題となった。島根県が提出した添付資料では「竹島」と「松島」は別個の二つの島とされていた。彼らが政府内で目にするのできた最新の海図には「松島」＝ダジュレー島が描かれていた。その位置からその島は鬱陵島ではないかと推測された可能性が高いが、この時点では確定できなかったようである。他方、幕府から引き継いだ資料によれば「竹島」が鬱陵島であり、それは17世紀に放棄されていた。「竹島」の地籍編入が伺の主眼であるから、「竹島」の編入はこの前代の決定を踏襲することで否定された。「松島」については十分な情報が得られなかった。この点について内務省に資料を提供した修史局の塚本明毅が「松島之方は専書無之候」と述べていることは重要であろう。「外一島」＝「松島」についての情報が曖昧で混乱しているから、それが何であるかのかの積極的判断はくたせないし、島根の要望する地籍編入を肯定することもできないということであったのかもしれない。主眼たる「竹島」＝鬱陵島の地籍編入は積極的に否定され、正体が確定できない「松島」は消極的に編入を却下したというところであろうか。太政官への伺いには、「竹島」関係の資料のみ添付し、「松島」関係の資料は切り捨てられた。「外一島」が何であるかも明記しなかった。

最近発見された新資料

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/hanabusa-dajoukan.html>

から大久保利通内務卿が明治10年の時点で太政官指令にある「外一島」が「松島」であると理解していたことが知られる。ただし、この資料で問題となっている「松島」は十分開拓可能な広さを持つ島であり鬱陵島のことである（このとき「松島」の開拓願を出した長崎県令はそれを理解していない）。現在の竹島ではない。日本政府としては現在の竹島を放棄したという意識は全く無かったようである。大久保が「竹島」と「松島」の関係をどう考えていたかは不明である。

現在の竹島は、当時の明治政府の所有する最新の海図では、〈ヲリウツ瀬、メ子ライ瀬〉として記述されていたが、この島が当時の政府内において地籍編入の議論の対象と見なされていた形跡がまったくないことも重要なポイントであろう。

↓

この判断を太政官でも了承した。「外一島」が何であるかについては太政官では深く追及され

なかったようである。地籍編纂と言う国内的な問題に関する地方自治体への指示（人民への布達ではない。恒久的な決定でもない。）にすぎず（「瑣末の件」）国際的な領土問題ではなかったため、そして西南戦争で政府上層が忙殺されている時期のことであったため、このような緩い扱いでも通用したものであろう。ここで重視されたのは、「竹島」＝鬱陵島に対する権限を放棄した前代の決定を確認するということであったのだろう。

↓

明治13年の軍艦「天城」による調査を経て外務省において一島二名論が確定したのを受けて明治14年には内務省も「外一島」を「松島」と認定することになる

それに先立ち、島根に於いても、「竹島外一島」を版図外とするという太政官指令を受けて一島二名論理解が一般化していたのではあるまいか。その場合、「原由之大略」に見られるような二島論が必ずしも島根県の確固たる共通理解ではなかったということも考えられよう。←全くの推測であるが、島根側（の一部？）としては「竹島」と「松島」の二島とも地籍編入が認められる心づもりでいたのに、あに諮らんや、両方とも否定されてしまったために二島論が後退したのかもしれない。

あるいは明記されなかった判断が口頭で内務省から太政官へそして島根へ伝えられていたのかもしれないが、それを実証することは不可能であり、軽々に語るべきではないのだろう。

特記事項

本報告書第五章の図表1「政府が明治初期に作成した地図及び文書に見る「竹島」及び「松島」認識」は重要である。

これによると現在の竹島について正しく記述しているこの時期の明治政府の地図はすべて海軍の海図である。明治期の海軍水路局の重要性が確認できる。また海図と言う国際的な共有財が明治期日本の海域認識の基礎となっていることが知られる。

勝海舟『大日本沿海図』（1867）

海軍水路寮『朝鮮東海岸図』（1875）

大後秀勝海軍水路局製図課長『大日本海陸全図』（1876年3月）

海軍水路局「日本海岸全図」『大日本海岸実測図』（1878年）

海軍水路局『日支韓航路里程一覽略図』（1882年）

2022年8月下旬に竹島資料勉強会の先生方に教えを乞う機会があり、諸先生の警咳に接し大変勉強になった。記して謝意を表したい。以下、そのとき当方が用意したメモをもとに私なりの議論の整理を試みる（上記の要旨も既に私のアレンジが加わったものであるが、さらに私見を加えてまとめてみる）。

次の二つの視点から『竹島資料勉強会報告書 「明治10年太政官指令」の検証』に盛り込まれた情報を整理し直してみる（一部報告書刊行後に公表された情報も利用する）。

- 1、「明治10年太政官指令」の成立過程において〈現在の竹島〉は意識されたか
- 2、当時、〈現在の竹島〉を明治政府（とくに海軍）はどのように認識していたか

視点1 「明治10年太政官指令」の成立過程において現在の竹島は意識されたか

① 1871年（明治4年） 浜田県大参事藤（藤原）茂親の一島二名論

「竹島」＝「松島」＝鬱陵島と考えるものであるが、「小磯嶋ト隠岐トノ中間二巨岩ニツ並ヘルヲ松島ト云説アリ恐ラクハ誤リナラン」とあるので、〈現在の竹島〉の存在は意識している。しかし、その帰属問題は考えていないようである。

② 1876年（明治9年） 内務省地理寮係官の島根県宛照会

内務省地理寮係官が「竹島」と呼ばれる島について古文献を調査の上内務省本省に伺いを立てるよう島根県に照会した。〈現在の竹島〉のことを明確には意識していないようである。

③ 1876年（明治9年） 島根県の内務省への伺（島根県参事境二郎）

伺の標題には「竹島外一島」とあるが、伺の本文では「外一島」の正体が明示されないままである。添付された調書「原由之大略」では「松島」に言及し、添付地図「磯竹島略図」にも「松島」が描かれている。この「松島」はおそらく〈現在の竹島〉であろう。それを意識していたと考えられる。

④ 1876年（明治9年） 内務省地理寮での検討

伺に出てくる「外一島」を「松島」とみなしたが、「松島」の正体は何であるかを決定できなかった。問い合わせを受けた正院修史局地誌掛塚本明毅は『磯竹島覚書』などにまばらな情報があるだけで「松島之方ハ専書無之候」と回答している。

ここで注目すべきは当時の明治政府内の日本周辺海域認識である。後述するように明治海軍（水路寮・水路部）では欧米の測量や海図を参照した幕末海軍の海域認識を継承し発展させていた。明治初期の海図では、「竹島」＝アルゴノート島（疑存）、「松島」＝ダジュール一島と記され、〈現在の竹島〉はそれらの二島とは異なるもの（別の名で呼ばれる。名称は

三種ある)として認識されていた。そのような海域認識は太政官正員地誌課(のち修史局地誌掛)の日本地図作成においても採用された。そちらにおいては「松島」「竹島」のみが描かれ(現在の竹島)は省略された。これらの地図における「松島」「竹島」は明らかに(現在の竹島)とは異なるものとして認識されていた。

明治政府は、島根提出書類中の「竹島」「松島」を如上の海域認識に即して理解したと思われる。島根県の提出した「磯竹島略図」は海図の記述とはかなり違うのだが、それでも全体の構図としては赤水図系の「竹島」「松島」の描写よりも海図に近い印象を受けるので、自然に読み替えられてしまったのではないかと思われる。**これが第一の転換点である。明治政府は、この二島の帰属問題を考える際に(現在の竹島)を意識していない。**「竹島」は「竹島記事」に基づいて鬱陵島=版図外とみなし、それとセットで正体不明の「松島」も版図外として太政官に回したものであろう。

⑤ 1877年(明治10年)内務省から太政官への伺

この伺では「竹島」の帰属が問題の中心であり、「外一島」が「松島」であることを明確に記さず、修史局から提供された「松島」関係の情報も添付されなかった。「外一島」は正体不明のままとされた。あくまで国内的な暫定的な指令であるため、このような緩やかな記述が容認されたものであろう。しかし、添付された島根提出書類でそれが「松島」であることは容易に推測は可能である。かつ明治政府の海域認識の標準に照らして考えれば、「松島」が(現在の竹島)の位置にないことは容易に知られるということが前提である。この伺においても二島帰属問題において(現在の竹島)は意識されていない。

⑥ 1877年(明治10年)3月 太政官での検討

特に異を立てられず承認されたようである。二島帰属をめぐる太政官指令において(現在の竹島)は意識されていないとみてよかろう。

⑦ 1877年(明治10年)7月長崎県令の問い合わせ (←『報告書』以後の情報)

長崎県令は上記の太政官指令を知らず、「松島」の開拓を政府に申請している。この指令が広く認知されていなかったことは明らかである。この「松島」は開拓可能な鬱蒼とした林を有するものとされているからおそらく鬱陵島のことを指しているものであろう。ただし長崎県令はそのことを認識していないようである。(海域の実際を知らない明治政府は古文獻に従い海図上の「竹島」を鬱陵島とみなしたと思われる。他方、この海域の航海者たちは海図上の名称に従い航路上の現実の鬱陵島を「松島」と呼ぶようになっていたのではなかろうか。長崎県令は深く考えずに後者の用法に従ったものであろう。)(現在の竹島)は意識されていない。

⑧ 大久保内務卿の回答

「松島」は版図外と既に決定しているとして申請を却下した。内務省内では「外一島」＝「松島」と確定していたので、このように明快に答えられたものと考えられる。そしてこの「松島」は〈現在の竹島〉ではない。大久保の回答においても〈現在の竹島〉は意識されていない

⑨ 1878年（明治11年） 第二の転換点

天城艦長がアルゴノート島の不在を指摘

同年の「日本海岸全図」に「竹島」を記載せず 「松島」のみ記載

⑩ 1881年（明治14年） 島根県令境二郎の「松島」開墾伺

1880年（明治13年）軍艦天城の調査を経て外務省において一島二名論（「竹島」＝「松島」＝鬱陵島）が確定していた。この伺においても〈現在の竹島〉は意識されていない。

⑪ 1883年（明治16年）3月1日 太政大臣三条実美発内務卿山田顕義宛指令

「松島」（別名「竹島」）＝鬱陵島への日本人の渡航禁止を改めて全国に通達したものである。「松島」の位置は経緯度で示されており、近代国家の領土の表示の基準を満たしている。勿論この経緯度で指定される地点に〈現在の竹島〉はない。〈現在の竹島〉は全く意識されていない。

⑫ 1883年（明治16年）3月31日 内務卿山田顕義各府県知事宛内達

島根の照会への回答にすぎない明治10年の太政官指令と異なり、⑪は法令として全国に通達された。山崎佳子氏らの調査により新聞にも掲載され府県から市町村へ通達されたことが明らかにされた。興味深いのは経度の指示であるが、⑪においてはグリニッジ子午線基準の経度が示されていたが、内務省がこれを理解できず基準点を問い合わせている。地方への通達では東京本丸天守台を基準とする経度に置き換えられている。正確な位置指定を全国民に理解できるように表示したものと見られる。繰り返すが、その経緯度で指示された地点に〈現在の竹島〉はない。〈現在の竹島〉は全く意識されていない。

視点2 当時、〈現在の竹島〉を明治政府（とくに海軍）はどのように認識していたか

この視点から考える際に幕末海軍から明治海軍への連続性、とくに測量・海図政策の連続性に注意する必要がある（金澤裕之、2017、『幕府海軍の興亡』東京：慶應義塾大学出版会、杉本史子、2022、『絵図の史学：「国土」・海洋認識と近世社会』名古屋：名古屋大学出版会、参照）。顕著な例としては、幕府海軍の軍艦奉行などを務めた勝海舟は1872年（明治5年）に海軍大輔、1873-75年（明治6-8年）に初代海軍卿となっている。築地の軍艦操練所は

1868年（明治2年）に海軍操練所となり、さらに海軍兵学寮→海軍兵学校となった。塚本明毅は軍艦操練所の創設時の教官であった。幕末には英蘭の日本沿海測量が始まり、幕府は情報の交換をおこなった。勝海舟の地図もこのような交流のなかで生まれたものである。そのような国際共有資源としての海図の海域認識を幕末海軍が導入し明治政府が継承したということである。

幕末から明治初期の海図における〈現在の竹島〉の表記は以下のとおりである。

1867年 「大日本沿海略図」（勝海舟）

リエンコバルトロック

1875年（明治8年） 「朝鮮東海岸図」（海軍省水路寮）

ヲリウツ瀬 メ子ライ瀬

1876年（明治9年） 「大日本海陸全図 聯接朝鮮全図並樺太」（大後秀勝）

ヲリウツ瀬 メ子ライ瀬

1878年（明治11年） 「大日本海岸実測図」うち「日本海岸全図」（海軍水路局）

リアンコールト石

国立公文書館が所蔵する明治政府所蔵の地図のなかに次に地図があることは注目に値しよう。

1870年 Preliminary Chart of Japan … from British and Foreign Government Surveys (Gt. Brit. Hydrographic Office)

このイギリス海軍水路部の地図において、〈現在の竹島〉には”Liancourt Rks. (Hornet Is, **Menelai & Olivutsa**)”という三種の名称が記されている。上記の日本の海図に記されているヲリウツ瀬 メ子ライ瀬というのはロシア海軍の命名によるものであるが、その名称はイギリス海軍によって共有され、それが日本海軍にも受容されたものではなかろうか。

「大日本海陸全図 聯接朝鮮全図並樺太」（大後秀勝）については杉本前掲書(pp133-134)に論じられている。大後（おおじり）秀勝の略歴は次のとおりである。

1870年（明治3年） 海軍操練所出仕

1872年（明治5年） 海軍水路局水路掛で海図製図法の責任者

1874年（明治7年） 製図測量課長心得

1876年（明治9年） 製図課長

1876 年に大後の作成した地図は「水路寮の経緯度表に基づき、近代的海図と陸図の統合をめざしたという点で画期的な地図」（杉本）と評価されている。

〈現在の竹島〉の呼称の変遷であるが、リアンコート石は民間においてりゃんこ島に転化したようである。海図的な海域認識は民間にも流布していたのかもしれない。

ヲリウツ瀬 メ子ライ瀬のその後の用例としては次のものが知られる。

- ・大槻修二編『改正日本地誌要略』明治 22 年（1889）再版に付された「日本本州全図」
- ・『明治 27 年（1894）11 月刊行 朝鮮水路誌』（明治 28 年印刷・発行 水路部）

「明治 10 年太政官指令」の関係者が Liancourt Rks. (Hornet Is, Menelai & Olivutsa) を版図外に置こうとしたとは考えられない。